平成24年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No. 10	古 少 广 友 同此兴思少
No 19	府省庁名 厚生労働省 <u>府省庁名 厚生労働省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望 項目名	雇用促進税制の拡充
要望内容(概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、 雇用増加数1人当たり20万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の10%(中小企業は20%) が限度。
	・特例措置の内容 現行では、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円 の税額控除することとなっているが、この税額控除の額を引き上げる。
関係条文	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の六、第四十二条の十二、第六十八条の十五の二租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第五条の八、第二十七条の十二、第三十九条の四十五の二租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第五条の十二、第二十条の七、第二十二条の二十九地方税法(昭和25年法律第226号)第二十三条第一項第四号及び第四号の三イ、第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三イ、附則抄第八条第五項及び六項
減収見込額	(初年度) ▲8, 252 (▲5, 986) (平年度) ▲8, 252 (▲5, 986) (単位:百万円)
要望理由	(1)政策目的 今般の東日本大震災や急激な円高の影響等による離職者や学卒未就職者等の受け皿となり得る成長企業に対する支援を強化し、これらの離職者等の雇用機会を確保する。あわせて、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。
	(2) 施策の必要性 今般の急激な円高の影響等により、雇用情勢がさらに悪化することが懸念される。また、東日本大震災による失業者が高止まりしたままである。 このため、積極的に雇用の拡大を図ろうとする成長企業に対する支援を強化する必要がある。 また、国内立地環境の悪化、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐという観点からも、法人税の税額 控除を行う本制度を強化する必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	_
	ページ 19—1

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	・基本目標 II 「意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する」 に就ける社会を実現する」 ・施策大目標 II - 1 「雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る」 ・施策中目標 II - 1 - 2 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る」
	政策の 達成目標	雇用促進税制を活用して、雇用拡大を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い 雇用を確保する。
合 理 性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	平成24年度から平成25年度までの2年間
	同上の期間中 の達成目標	年間21万人の雇用機会を確保する。
	政策目標の 達成状況	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。
	要望の措置の 適用見込み	年間21万人の雇用機会が生じる見込み。
勃 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。 なお、雇用保険一般被保険者数は、約3万人増加する見込み。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。 そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさらに支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。
	ページ	19—2

税負担軽減措置等の 適用実績	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はないが、年間17万人の 雇用機会が生じる見込み。
前回要望時の 達成目標	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はないが、年間17万人の雇用機会が生じる見込み。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため。
これまでの要望経緯	「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、要望。雇用促進税制PTでの議論を経て、法案が提出され、本年6月に与野党合意がなされて成立。
ページ	19—3